

平成20年第2回東大和市議会建設環境委員会記録

平成20年3月14日（金曜日）

出席委員（7名）

委員長	関田貢君	副委員長	吉野孝君
委員	粕谷久美子君	委員	長瀬りつ君
委員	中村庄一郎君	委員	押本修君
委員	尾崎信夫君		

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

7番 粕谷洋右君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	三浦文一君

出席説明員（5名）

副市長	小飯塚謙一君	市民部長	北田和雄君
生活環境部長	木内和郎君	産業振興課長	木下恒雄君
環境課長	梶川義夫君		

会議に付した案件

- (1) 20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

午前 9時30分 開議

○委員長（関田 貢君） ただいまから平成20年第2回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関田 貢君） 20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたします。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

○委員長（関田 貢君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 地域によって、いろいろこの鳥獣の被害というのは違ってくるんだろうというふうに思いますが、東大和市の場合、主な被害、害を及ぼす動物の種類、それから主に農家であろうかと思いますが、被害の状況の推移などが3年分ぐらいでわかれば教えてください。

○産業振興課長（木下恒雄君） 3年分まではいきませんが、東京都のほうで調査をしております、平成18年度ということで申し上げさせていただきます。

東大和市におきましては、タヌキによりましてトウモロコシ、これが食された。また、トマト、こちらも食されたということで、東京都の調査に対する農家、農協を通した回答の中では被害面積が70アール、被害量、これは7トンということでございました。被害金額につきましては、約160万円ということでございます。ちなみに、平成19年度につきましては、被害が大幅おさまっているということも聞いております。

以上のようなことでございます。

○委員（長瀬りつ君） 被害がおさまっているのは——おさまっている理由ですよね。

○産業振興課長（木下恒雄君） この被害がおさまっている理由と申しますのが、18年度につきましては、風でトウモロコシ等が大幅一時的に倒れました。その倒れた部分を、ある程度皆さん、農家の方はもとはには戻したんですが、やはり地上からそう高くないところに実がなったりしたということで、そのトウモロコシの部分についてはかなり被害があって、アンテナショップですか、そちらのほうにもこのトウモロコシがほとんど出荷されなかった、こういった状況にございました。また19年度につきましては、そういう部分が台風による倒れるというんですか、それが少なかったことから、やはりタヌキによる被害が少なかったということでございます。

以上であります。

○委員（長瀬りつ君） 自然の環境によって、いろんな形で左右されるということですよ。特に、わなを仕掛けてとるとか、そういうことは東大和市の場合はされてないということでしょうか。

○産業振興課長（木下恒雄君） 東大和市におきましても、野菜についてはトウモロコシ、トマトといった部分がございますが、ブドウですか、これがやはりかなり丹精を込めて施設なども整備しまして設置しているわけなんです、そういった中で丹精込めたブドウが取られるといったことで、箱わなを仕掛けて捕獲しているという状況がございます。ちなみに、平成19年6回ぐらい箱わなを仕掛けたそうございまして、4頭ぐらいのハクビシンとタヌキ、こういったものを捕獲したということは聞いております。

以上であります。

○委員（長瀬りつ君） 特措法によりますと、農水省が基本指針を出すというふうになってはいますが、基本指針はもう出ているのでしょうか。

○産業振興課長（木下恒雄君） この基本指針につきましては、去る2月21日、これは特措法の施行日と同日に出されております。

以上であります。

○委員（長瀬りつ君） あと1点、そうすると東大和市は、この特措法に基づく被害防止計画というのをつくる予定はあるのでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） ここで予定しているものは、イノシシとかクマとか、そういうことが中心になりますので、東大和市に関してはそういった鳥獣の被害というのはありませんので、予定はございません。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） この特措法の中では、市町村が独自に計画を立てるということの場合に、猟銃の許可を取得する場合、行政が負担をするというふうに書いてありますよね。例えば、東大和市の中のそういうことを委託するという場合には、例えば猟友会とかということになると思うんですけども、そういうところの現状みたいところは把握されていますか。

○産業振興課長（木下恒雄君） 東大和市で猟友会といったものが存在するかどうかは、把握できておりません。ですから、多分ないのではないかとこのように理解しております。

○委員（中村庄一郎君） たしか、ダッグハンティングクラブというのがあると思うんですけども、例えばその場合に、そのときの状況によって違うと思うんですけども、それはちょっと把握しておいていただいて、例えばそこに委託して、この処置ができれば、あえて例えば行政側が負担をしてまで銃の許可を取らせて、そういうふうにさせることはないと思うんですけども、そういうところは行政としてはどういうふう考えていらっしゃるのか。

○市民部長（北田和雄君） 東大和市のお話でございますが、先ほど申しましたとおり、銃でそういうことをするような状況というのはございませんので、箱なながせめてですので、そこまではちょっと想定は今のところしておりません。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 先ほど被害防止計画というのを東大和市はつくる計画がないということで、対象がイノシシ、クマというようなことだということで、つくる方向性がないということなんですけど、今東大和市でも宅地化がかなり進んできて——18、19年の被害というのはおさまってきているというような報告も受けているんですけども、やはりどんどん宅地化が進んだ場合、イノシシ、クマは確かにいないかもしれないんですけど、先ほどもハクビシン、タヌキですか、そういった被害というのがまだ広がる可能性として想定できると思います。そういった意味で、防止計画まではいかないまでも、こういったことを考えていくというような方向性というものはあるのでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 東大和市は都市ですので、どうしてもそういう宅地化の進行というのがありますが、緑地ですとか、そういったことをできる限り保存することで、野生の動物が生息できることを、環境を整備していくということになってしまうかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） タヌキは今貯水池に2カ所ほど現実に生息しております。そういう場所がありますので、そういう意味ではそういうことを市としても理解しておいていただきたいなということ。それから、問題はハクビシンが一番問題なんではないかと。タヌキも場合によっては農地に出てくる可能性はあるんですが、その辺の生息する場所等は情報は得ておいていただいて、やはり農家の方々にとっては農産物に被害があることについてが一番の課題ですので、この辺についてはタヌキとハクビシンの問題は大事な課題ですので、この辺について東京都ともしっかり連携を持ちながら、把握はしておいていただきたいと思いますので、その点についてだけお尋ねします。

○生活環境部長（木内和郎君） 農業被害ではございませんが、環境課のほうに鳥獣等に関する苦情が入っております。その中で、カラス、ハト、タヌキ、ハクビシン云々があるわけなんです。平成18年度におきましては、タヌキが出てきて、それがごみを食い荒らすとか、そういった苦情が合計で7件、ハクビシンが4件入っております。そういった中で、今尾崎委員がおっしゃいましたタヌキの生息でございますが、これはタヌキが生息している地域があるということは環境課でも把握してございまして、それにつきましては、何とか保護していこうという考えを持っております。

そういった中で、地域のボランティア団体によりまして、針葉樹林ばかりにするのではなく、武蔵野の雑木林を守るということで広葉樹林にして、その中に失われつつあった食物連鎖をもとに戻しまして、そういった自然動物の回帰を図っているところでございます。ただ、目的があくまでも鳥獣保護ということではなくて、自然保護という中で結果として野生動物が帰ってきたと、そういうことでございます。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 先ほど御答弁の中で、19年度箱わなを仕掛けてハクビシン、タヌキというようなことが言われたんですが、ハクビシン、タヌキというのはその後どのように対応されたのかを、ちょっと伺いたいたんですが。

○産業振興課長（木下恒雄君） この捕獲した鳥獣の処分につきましては、東京都のほうとも相談いたしまして、そういった中で、またそれを遠くに運んで放してしまいますと、また戻ってきってしまうということで、安楽死処分といった形で処分をいたしましたと聞いております。

以上であります。

○委員（押本 修君） 最初のころの質問にちょっと戻んですけど、この陳情理由の大きな理由が、自然破壊行為によって生態系が崩れると、そのためにえさを求めて人里におりてきて、畑のものを食い荒らすという被害、これを根本的な問題に対する対策ということで陳情理由に上げているんですけども、東大和市の自然環境——さっき尾崎委員のほうからタヌキの生息地というお話も出ましたけれども、そういう意味での東大和市における自然環境というのは、どの程度破壊を今されているのかということなんです。その辺つかまれているお話があれば伺いたいたと思います。どの程度——そんなに深刻な状況にあるのかということ。この問題を議論するような……。お願いします。

○生活環境部長（木内和郎君） 東大和市では狭山緑地の買収事業を昭和60年から順次進めておりまして、狭山丘陵の一環でございます狭山丘陵保全をしております。また、貯水池には御案内のとおり、さまざまな植生がございまして。そういった中で、例えば貯水池の中はほとんど手を加えてございませぬ。そうすると、自然的に針葉樹林に徐々に変わってしましまして、原生林化してしまうと。そういった意味で、武蔵野の雑木林というのは、一定の人の手入れによって林相がやわらかくなって、そこにいろいろな植生が戻り、そこにまた野生動

物が戻ると、そういう観点に着目いたしまして、地元のボランティア団体の方が現在、東大和緑地の中でそういった努力をしております。

そういった中で、かつてよりいろいろな例えばタヌキにいたしましても、その他の動物にしましても、大分帰ってきております。その状況を十分うちのほうでも勘案しながら、少しでも自然の中で育つ野生動物、畑を荒らすようなことなく、そういったような方策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 先ほどのタヌキ、ハクビシンについては、捕殺したようなことを言いましたよね。これは、今度の陳情要旨の中にも、その辺では捕殺を優先するというんでなくて、今他の委員が言ったように、自然環境をいかに残していくのか。それとあわせて、やはりそういう環境をつくりながら、そういったところに野生動物が生息するというのが一番いい方法だと思うんですよ。今後例えばハクビシンだとか——タヌキについては、御存じだと思うんですけども、向原の都営住宅の跡地のところにタヌキがいるんですよ。あそこもやはり土管じゃないですけども、側溝があったりして、ああいったところにいるようなんですね。それは何を食べているかという、ごみをあさっているようですよ。だから、そういう点でいうと、やはり狭山丘陵そのものの自然の環境がどうなのかという点では、まださらに問題があるのかなど。そういう点では、狭山丘陵の保全と自然を守っていく、また拡大していくことが大事だと思うんです。

それで、あわせて今後、被害の防止計画については、市町村では定めることができるということで、都道府県から今度は市町村のほうに移管されるわけですけども、今回のこのハクビシンだとかタヌキについても、今後捕殺をしていくのか、そうじゃなくてここに書いてあるとおりに、人とのほとんど関係のないところに運んで放すのか、この辺の考え方というのは、今後の東大和市といえども、この計画というのも、そのときによってつくらなければいけないのかなというふうに思うんですが、どうですか。

○産業振興課長（木下恒雄君） こちらの事業計画、被害の防止対策、こちらの計画につきましては、必要はあるかと思いますが、今回の特措法の部分ではイノシシであるとかクマであるとか、猿、そういった部分が大きな部分でございます。そういった中で、確かにハクビシンあるいはタヌキ、そういった部分の被害防止計画といった部分も必要性はございますが、農業者あるいは農協のほうともよく相談をしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員（吉野 孝君） 鳥獣の被害の問題——野生動物については、シカだとかイノシシ、猿だとか、こういったものがよく言われるんですが、しかし東大和市でいうとハクビシンだとかタヌキだとかというのが、先ほどの報告の中でもトウモロコシだとかトマトを食べたりというような状況も都内ではあるようですから、その点で農家の人たちがそうした被害に遭ったときには、それなりのやはり計画を立てて、捕殺ではなく自然に戻していくと。そして、さらに狭山丘陵の自然を取り戻していくということが並行して大事なんだと思うんですけども、それについてハクビシンとかタヌキというのは、鳥獣というふうには見てないんですか。

決して私はそうじゃないと思う。ハクビシンだとかいうのは、これ調べてみると外来種なのかという、決してそうでもない。日本で生息しているということも何か言われていて、何かどうもその点ではこうした対策というのも必要なのではないかなど、東大和市にとってですね。

○産業振興課長（木下恒雄君） おっしゃるとおり、タヌキ、ハクビシン、こちら鳥獣に該当いたします。そういった中で、やはり被害が発生しているという部分では、やはり何らかの対策は講じる必要はあるかと

思っております。そういった中で、捕殺中心ではなくて自然樹林ですか、そういった復元であるとか、あるいは遠くに放す、そういった自然保護をある程度重視した施策というんですか、そういった部分ではやはり今後農協さんであるとか、農家の方々とも相談しながら、どう進めていったらよろしいかどうかについて引き続き研究していく必要があるのではないかと考えております。

以上であります。

○委員（中村庄一郎君） この中では「捕殺優先ではなく」というふうに書いてあります。「優先ではなく」という意味ですよね。捕殺もあり得るということですね。要は先ほども言葉出ましたけど、在来種、外来種ということがあると思うんですね。その中で、やはり在来種を維持していくという部分では、外来種の捕殺もそういう部分では生態系を考えたりなんかすると、必要性もあるかとは思うんですよ。その中では、ここでウの中では「専門家や自然保護団体を入れて作成すること」というふうに書いてありますので、ですからそのところを、もし東大和市でも特措法の問題については、ぜひそういう方も委員とか、そういう作成の中に入れていただいて、よく御検討いただければというふう思うんですけれども。

○市民部長（北田和雄君） 確かに被害があることは事実ですが、甚大な被害というまでには至っておりませんので、課長のほうから申しましたとおり、農協、あるいは農家の方、またやはり生き物ですから、それらについてよく御存じの方などの御意見を聞きながら、対策とか検討していきたいというふうには思います。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

暫時休憩します。

午前 9時54分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（関田 貢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（吉野 孝君） この際、動議を提出いたします。

本件につきましては、趣旨採択として、直ちに採決されることを望みます。委員長においてよろしく取り計らいのほどをお願いいたします。

○委員長（関田 貢君） ただいま吉野委員から、本件を趣旨採択されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

20第3号陳情 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま趣旨採択と決しました陳情につきましては、意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（関田 貢君） これをもって平成20年第2回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前10時 7分 散会